都留都市計画下水道（公共下水道）の変更に伴い公聴会を開催します

桂川流域下水道計画の見直しに伴い、都留都市計画下水道の下水道排水区域及び下水道管渠について変更を行います。

そこで、広く市民の皆様の意見を聞き、都市計画案に反映させるため、次のとおり原案の縦覧と公聴会を開催します。

■都市計画原案の縦覧

日　時　7月1日(水)～14日(火)
午前8時30分～午後5時30分
※土・日曜日は除きます。

場　所　水資源活用課　下水道担当

内　容　都留都市計画下水道の変更

■公聴会

日　時　7月22日(水)
午後1時30分～3時30分

場　所　市役所3階大会議室

■公聴会で意見を述べるには・・・

都市計画原案について、公聴会で意見を述べることを希望される方は、公述申出書を提出してください。公述申出書は、水資源活用課に備えてあります。

なお、公述申出書を提出された方で、公述していただく方にはあらかじめ通知します。

※公聴会は開催時間などに制約があるため、公述していただけない場合もありますので、ご了承ください。

提出先　水資源活用課　下水道担当
〒402－8501
都留市上谷一丁目1番1号

提出方法　直接持参していただくかまたは郵送してください。

提出期限　7月14日(火)午後5時30分
※郵送の場合は、提出期限日までの消印があるものが有効です。

※公述の申し出がない場合は、公聴会の開催を中止します。

問合先　水資源活用課　下水道担当

「水道使用量のお知らせ（検針票）」について

水道メータ（量水器）の検針は、2カ月に1回です。その際、次の検針票をお渡ししています。

また、検針票の給水場所以外への送付をご希望の方は、水資源活用課まで申し出てください。別途送付します。

水道料金のお支払い方法は、口座による振り替え、または納付書による納付のいずれかの方法があります。

なお、「水道使用量のお知らせ（検針票）」での水道料金のお支払いはできませんので、ご注意ください。

問合先　水資源活用課　業務担当

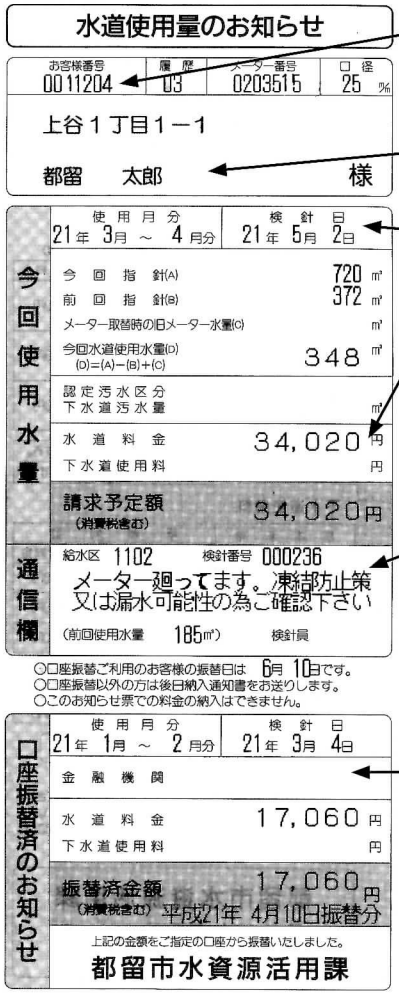

お客様を特定する番号です。お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

お客様が登録されている給水所在地及び使用者名です。

今回使用水量欄の「使用月分」は、今回の検針でご使用になった期間です。

今回ご使用になった水量と、その水道料金、下水道使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）を表示しています。

通信欄には、検針時に検針員が気付いた事（漏水の可能性がある事・最近の使用水量が多い事など）が記載されていますので、ご確認ください。また、前回の使用水量も表示されています。

口座振替済のお知らせ欄には、前回検針分の口座からの振替日・振り替え済み水道料金、下水道使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）を表示しています。